

松江市新製品・新技術開発支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する松江市新製品・新技術開発支援事業補助金については、松江市補助金等交付規則（平成17年松江市規則第48号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項に規定する中小企業者のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 市内に本社を有するもの

イ 市内に製造拠点を有するもの

(2) 製造業 日本産業標準分類（令和5年総務省告示第256号）に定める大分類に掲げる産業のうち、製造業に属するものをいう。

(3) 企業グループ 市内に事業所を有する製造業を主たる事業として営む中小企業者が幹事となり、かつ、複数の中小企業者、大学、高等専門学校及び公設試験研究機関（以下「中小企業者等」という。）で構成するグループ（当該中小企業者等の会費を主たる財源にしているグループに限る。）をいう。

(補助の対象等)

第3条 補助金の名称、補助金交付の目的、交付の対象である事業の内容、補助対象経費、交付の率又は金額、補助事業者の範囲及び終期は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市新製品・新技術開発支援事業補助金
補助金交付の目的	中小企業者又は企業グループが実施する新製品・新技術開発にチャレンジする取組に対し、必要な経費の一部を補助することにより、中小企業者の競争力の強化と新ビジネスの創出を図ることを目的とする。
交付の対象である事業の内容	中小企業者又は企業グループが市内において実施する新製品・新技術開発に係る次に掲げる事業とする。ただし、この補助金と同様の趣旨の他の補助金等の交付を受けている場合を除く。

	(1) トライアル事業 自社の競争力強化につながる新製品・新技術開発に係る企画、設計及び試作開発とし、以下の条件のいずれか満たす取組とする。 ア 自社における新製品の開発又は既存製品の高付加価値化に資するもの イ 自社における新技術の獲得又は保有技術の高度化に資するもの ウ 開発目的が明確で、自社が抱える課題の解決につながるもの (2) 開発スタートアップ事業 自社(企業グループ)の競争力強化につながる、対象市場において革新性又は新規性の高い新製品・新技術開発に係る企画、設計及び試作開発とする。 (3) 実用化製品化事業 自社(企業グループ)の競争力強化につながる、対象市場において革新性又は新規性の高い新製品・新技術の試作開発後における製品・技術そのものの付加価値を高めるための実用化製品化に向けた取組とする。
補助対象経費	別表に掲げる経費とする。ただし、消費税及び地方消費税の額を除く。
交付の率又は金額	(1) トライアル事業 補助対象経費の2分の1の額(1,000円未満切捨て)とし、20万円を上限とする。 (2) 開発スタートアップ事業 補助対象経費の2分の1の額(1,000円未満切捨て)とし、100万円を上限とする。ただし、補助金の額が30万円以上となる場合に限り、補助金を交付する。 (3) 実用化製品化事業 補助対象経費の2分の1の額(1,000円未満切捨て)とし、200万円を上限とする。
補助事業者の範囲	次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 製造業を主たる事業として営む中小企業者であって、補助事業の完了時に市税を滞納していないもの (2) 次に掲げる要件の全てを満たす企業グループ

	ア 構成員の2分の1以上が中小企業者等であること。 イ 構成する中小企業者が補助事業の完了時に市税を滞納していないこと。
終期	令和8年3月31日

(交付の申請)

第4条 規則第4条第1項第4号に規定する補助金等交付申請書に添付する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 企業グループの概要が分かるもの（申請者が企業グループの場合）
- (2) 幹事選定報告書（申請者が企業グループの場合）
- (3) 定款又はこれに準ずる規約、会則等（申請者が企業グループの場合）
- (4) 直近2期分の決算書の写し

(申請内容の審査)

第5条 市長は、補助金の交付申請があったときは、必要に応じて支援機関（公益財団法人しまね産業振興財団、島根県産業技術センター）に助言を求めることができる。

(補助事業の遂行状況報告)

第6条 補助事業者は、当該補助事業の遂行状況を適宜市長に報告しなければならない。

(実績報告)

第7条 規則第12条第1項第3号に規定する補助事業等実績報告書に添付する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 補助対象経費に係る請求書の写し
- (3) 領収書等補助対象経費の支払いが分かるもの
- (4) 市税に滞納がないことが分かる証明書

(補助金の交付の条件)

第8条 市長は、補助事業者に対し、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助事業者は、補助事業の実施結果の企業化に努めるとともに、補助事業完了後5年間、市長が別に定める日までに企業化の状況を松江市新製品開発支援事業企業化状況報告書により市長に報告すること。
- (2) 補助事業者は、前号の規定により提出された報告書において、次のア及びイの要件を満たした場合には、ウにより算出された額を市に納付すること。

ア 新製品の売上額（既存製品等の改良の場合は売上の増加額）が、年3,000万円以上と

なった場合

イ 当該年度の企業全体の決算において、営業利益及び経常利益が黒字の場合

ウ 各年度の納付額は、新製品の売上額の 1 パーセント又は補助金額の 5 分の 1 のいずれか低い方の額とし、累計の納付額は補助金額を超えないものとする。

(補助金の返還)

第 9 条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助事業完了後 5 年未満で事業所を市外に移転し、又は廃業する場合には、市長にその旨を報告するとともに、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の補助金を返還しなければならない。ただし、市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 事業所を市外に移転する場合 全額

(2) 廃業する場合 全額又は一部

(雑則)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

(1) トライアル事業

経費区分	内 容
原材料・ 副資材費 (注1)	開発品の構成部分、開発等の実施に直接使用し、消費される原料、材料及び副資材費の購入に要する経費 ※量産用の原材料・副資材費は含まない。
機械装置・ 工具器具費	市内製造現場に設置する次のもの。 (1) 当該開発に必要な機械装置の借用に要する経費(リース、レンタル) (2) 測定、分析、解析、評価等を行う機械装置の借用に要する経費(リース、レンタル)
外注費 (注2)	市場調査(市場規模、消費者層)、マーケティング調査(製品、技術)を外部の機関で行う場合に要する経費
技術指導受入費 (注2)	外部専門家から技術指導を受ける場合に要する経費(謝金、手数料)
性能検査費 (注2)	当該開発に必要な性能検査を外部の機関で行う場合に要する経費
その他経費	その他市長が特に必要と認める経費
注1 原材料・副資材費のみの申請は不可とする。	
注2 外部の機関が機器、設備等を購入する費用は、補助対象経費としない。	

(2) 開発スタートアップ事業

経費区分	内 容
原材料・ 副資材費	開発品の構成部分、開発等の実施に直接使用し、消費される原料、材料及び副資材費の購入に要する経費 ※量産用の原材料・副資材費は含まない。
機械装置・ 工具器具費	市内製造現場に設置する次のもの。 (1) 当該開発に必要な機械装置の借用に要する経費(リース、レンタル) (2) 当該開発に必要な機械装置を自社で製作する場合の部品の購入に要する経費

	(3) 測定、分析、解析、評価等を行う機械装置の借用に要する経費(リース、レンタル) (4) 当該開発に用いる器具・道具類の購入(5万円以下)及び借用に要する経費
外注費 (注1、注2)	(1) 自社内では不可能な当該開発の一部について、外部の事業者等に外注する場合に要する経費 (2) 設計等のためのデザイナーへの委託契約等に要する経費 (3) 市場調査(市場規模、消費者層)、マーケティング調査(製品、技術)を外部の機関で行う場合に要する経費
産業財産権 導入費	(1) 開発した製品の特許、実用新案、意匠権等の出願に要する経費 (2) 特許、実用新案、意匠権等を他の事業者又は個人から譲渡又は実施許諾を受けた場合に要する経費(ライセンス料を含む。)
技術指導受入費 (注2)	外部専門家から技術指導を受ける場合に要する経費(謝金、手数料)
性能検査費 (注2、注3)	当該開発に必要な性能検査を外部の機関で行う場合に要する経費
その他経費	その他市長が特に必要と認める経費
注1 外注先が機器、設備等を購入する費用は、補助対象経費としない。 注2 外注費、技術指導受入費及び性能検査費の総額は、補助対象経費総額の2分の1を超えてはならない。 注3 外部の機関が機器、設備等を購入する費用は、補助対象経費としない。	

(3) 実用化製品化事業

経費区分	内 容
原材料・ 副資材費	開発品の構成部分、開発等の実施に直接使用し、消費される原料、材料及び副資材費の購入に要する経費 ※量産用の原材料・副資材費は含まない。
機械装置・ 工具器具費	市内製造現場に設置する次のもの。 (1) 当該開発に必要な機械装置の借用に要する経費(リース、レンタル) (2) 当該開発に必要な機械装置を自社で製作する場合の部品の購入

	に要する経費 (3) 測定、分析、解析、評価等を行う機械装置の借用に要する経費（リース、レンタル） (4) 当該開発に用いる器具・道具類の購入（5万円以下）及び借用に要する経費
外注費 (注1、注2)	(1) 自社内では不可能な当該開発の一部について、外部の事業者等に外注する場合に要する経費 (2) 設計等のためのデザイナーへの委託契約等に要する経費 (3) 市場調査（市場規模、消費者層）、マーケティング調査（製品、技術）を外部の機関で行う場合に要する経費
産業財産権 導入費	(1) 開発した製品の特許、実用新案、意匠権等の出願に要する経費 (2) 特許、実用新案、意匠権等を他の事業者もしくは個人から譲渡又は実施許諾を受けた場合に要する経費（ライセンス料を含む。）
技術指導受入費 (注2)	外部専門家から技術指導を受ける場合に要する経費（謝金、手数料）
性能検査費 (注2、注3)	当該開発に必要な性能検査を外部の機関で行う場合に要する経費
直接人件費 (注4、注5)	当該開発に直接関与する者の直接作業時間に対する経費
その他経費	その他市長が特に必要と認める経費
注1 外注先が機器、設備等を購入する費用は、補助対象経費としない。 注2 外注費、技術指導受入費及び性能検査費の総額は、補助対象経費総額の2分の1を超えてはならない。 注3 外部の機関が機器、設備等を購入する費用は、補助対象経費としない。 注4 補助対象経費総額の2分の1を超えてはならない。 注5 直接人件費のみの申請は不可とする。	